

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 1 日

西会津町長 薄 友 喜

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

西会津町下松地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 1 0 月 2 3 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 0 経営体

個人 1 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

### 4. 3の結果として当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 定期的に集会場で今後出来るか区内で話し合いを進め、継続が困難な様なら中心経営体に集約するように進めていく。